

国立大学法人高知大学レジデントハウス管理運営規則

（令和7年12月25日）
規則第52号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学宿舍規則（以下「宿舍規則」という。）第23条の2に基づき、国立大学法人高知大学レジデントハウス（以下「レジデントハウス」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 レジデントハウスは、医学部附属病院において臨床研修又は専門研修を受ける医師及び歯科医師に宿舍を提供し、医師及び歯科医師の研修環境の充実に資することを目的とする。

（管理運営）

第3条 レジデントハウスの管理運営責任者は、病院長とする。

（入居資格）

第4条 レジデントハウスを貸与することができる者は、宿舍規則第3条第1号に規定する役職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 臨床研修又は専門研修（基本領域の研修に限る。）を受ける医師
- (2) 臨床研修又は専門研修を受ける歯科医師
- (3) その他病院長が適当と認めた者

2 前項に定める者のほか、病院長が特に必要と認めた場合には、役職員以外の者に貸与することができる。

（貸与承認等）

第5条 病院長は、レジデントハウスの貸与をしようとするときは、貸与しようとする者から、所定の宿舍貸与申請書を提出させなければならない。

2 病院長は、レジデントハウスの貸与を承認したときは、宿舍貸与承認書を交付しなければならない。

3 病院長は、貸与承認を受けた者（以下「被貸与者」という。）がレジデントハウスに入居したときは、速やかに入居届を提出させなければならない。

（被貸与者に対する監督）

第6条 病院長は、被貸与者がこの規則に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に

レジデントハウスの維持及び管理の適正を図らなければならない。

(入居期限)

第7条 入居期限については、宿舍規則第14条の規定を準用する。この場合において、宿舍規則第14条中「学長」とあるのは「病院長」と読み替えるものとする。

(使用料)

第8条 使用料は、月額12,000円とする。

- 2 新たにレジデントハウスの貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。
- 3 レジデントハウスの貸与を受けた者は、使用料を給与支給日又は出納役の発する請求書に定める指定期日までに、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に払い込まなければならない。
- 4 レジデントハウスの貸与を受けた者が、第13条第1号又は第3号の規定に該当することとなった場合においては、その者は、その該当することとなった日から同条の規定による明渡期日までの期間のレジデントハウスの使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。

(経費の負担)

第9条 入居に伴う共益費、光熱水料、通信費、専用部分に係る消耗品費その他これらに類する経費は、被貸与者の負担とする。

(使用上の義務)

第10条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってレジデントハウスを使用しなければならない。

- 2 被貸与者は、レジデントハウスの全部若しくは一部を第三者に貸し付け、又は居住の用以外の用に供してはならない。
- 3 被貸与者は、被貸与者以外の者をレジデントハウスに同居させてはならない。
- 4 被貸与者は、レジデントハウスにつき改造、模様替えその他の工事をしようとするときは、宿舍模様替え等申請書を病院長に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 病院長は、前項の申請書の提出があった場合においては、レジデントハウスの維持管理に支障を及ぼさないと認め承認したときは、宿舍模様替え等承認書を交付しなければならない。
- 6 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりレジデントハウスを滅失し、損傷し、又は汚

損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

(修繕費等)

第 11 条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由によりレジデントハウスが損傷し、又は汚損した場合のその修繕に要する費用については、宿舎規則第 17 条の規定を準用する。

(貸与承認の取消し)

第 12 条 病院長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当したときは、貸与の承認を取り消すことができる。

- (1) 第 8 条に定める使用料を納付しないとき。
- (2) 第 10 条に定める義務を履行しないとき。
- (3) その他レジデントハウスの管理運営に重大な支障を与えるとき、又は与えるおそれのあるとき。

2 前項の規定により承認を取り消された場合に被貸与者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

(明渡し等)

第 13 条 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、被貸与者は、レジデントハウスを明け渡す 5 日前までに所定の明渡届を病院長に提出し、その該当することとなった日から 20 日以内にレジデントハウスを明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、病院長の承認を受けて、その該当することとなった日から 6 月の範囲内において病院長の指定する期間、引き続きレジデントハウスを使用することができる。

- (1) 臨床研修又は専門研修（医師については、基本領域の研修に限る。）を修了したとき。
- (2) 前条第 1 項の規定に該当し、貸与の承認が取り消されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) レジデントハウスに居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき（第 1 号に掲げる場合を除く。）。
- (5) レジデントハウスについて本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が

生じたためその明渡しを請求されたとき。

(6) 本学においてレジデントハウスの廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

第 14 条 被貸与者が前条の規定に違反してレジデントハウスを明け渡さないときは、その者は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなくてはならない。この場合において、その賠償金の額は、レジデントハウスの当該期間に応ずる使用料の額の 3 倍に相当する金額とする。ただし、やむを得ないものとして病院長が認めるときは、この限りではない。

第 15 条 被貸与者は、レジデントハウスを明け渡そうとするときは、事務担当者の点検を受けなければならない。

2 前項の場合において、修理等を要すると認められたものについては、被貸与者の負担において修理しなければならない。

(明渡猶予の申請及び承認)

第 16 条 第 13 条本文の規定によりレジデントハウスを明け渡さなければならない者が、同条ただし書の規定により引き続きレジデントハウスを使用しようとするときの申請及び承認については、宿舎規則第 20 条の規定を準用する。この場合において、宿舎規則第 20 条中「第 18 条第 1 項」とあるのは「国立大学法人高知大学レジデントハウス管理運営規則第 13 条」と、「学長」とあるのは「病院長」と読み替えるものとする。

(明渡しのための措置)

第 17 条 病院長は、第 13 条の規定によりレジデントハウスを明け渡さなければならない者が、明渡期日までにレジデントハウスを明け渡さないときは、すみやかに明渡しを求める訴えの提起のための措置その他適宜の措置をとらなければならない。

(損害賠償金の軽減申請及び承認)

第 18 条 第 13 条本文の規定によりレジデントハウスを明け渡さなければならない者が、第 14 条ただし書により、レジデントハウスの損害賠償金の額の軽減を受けようとするときの申請及び承認については、宿舎規則第 22 条の規定を準用する。この場合において、宿舎規則第 22 条中「第 18 条第 1 項」とあるのは「国立大学法人高知大学レジデントハウス管理運営規則第 13 条」と、「同条第 3 項」とあり、及び「第 18 条第 3 項」とあるのは「国立大学法人高知大学レジデントハウス管理運営規則第 14 条」と、「学長」とあるのは「病院長」と読み替えるものとする。

(現況に関する記録)

第 19 条 病院長は、レジデントハウスの現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、レジデントハウスの管理運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。